

令和7年度事業報告

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

I 概 況

公益社団法人に移行し14年目を迎えた令和7年度においては、新しいルールの下での組織運営や事業活動は定着し、法人会活動を効率的、積極的に展開することができた。

事業の実施に当たっては、年間を通じて税知識の普及、納税意識の高揚、適正・公平な申告納税制度の維持・発展、税務行政の円滑な執行に寄与することなど、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の維持強化を図るため、会員確保、相互交流の深化による一層の連携強化に注力し、地域の活性化にも配慮しつつ各種事業に取り組んだ。主な事業活動の概況は、次のとおりである。

公益関係では、税を巡る諸環境の整備改善事業等として、キャッシュレス納付やインボイス制度を始め、税に関する研修会・セミナーの開催、税の広報活動、税の調査研究のための教材配布を行った。また、豊富な一流講師陣によるインターネットセミナーを活用した自己研修などの機会を提供した。これらの活動では、会員のみならず一般住民にも呼びかけ、より公益性を高めるものとした。

租税教育活動においては、小学校・高等学校・大学を訪問した租税教室の開催や税に関する絵はがきコンクール、税金クイズといった地域に密着した活動により法人会活動の公益性や存在感を高めることができた。

税制提言活動としては、法人会の最重要活動の一つとして、新潟県連と合同で今後の望ましい税制の在り方について提言をまとめ、全法連に提出した。また、新潟県連と連携して管内選出の国会議員や各市長・議会議長に対して提言を実施した。

地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業としては、講演会・簿記講座などの研修会・実務講座の開催や地域の福祉問題などの改善を目指して未使用タオルの寄付を募り、社会福祉団体に寄贈した。また、国の財政健全化に貢献できるよう節電啓発活動の実施や食品ロス削減啓発のため法人会版3010運動である「一期一会（15・10）のすすめ」として、懇親会等の場において普及と推進に努めた。

共益関係では、会員支援のための親睦・交流、福利厚生に資する事業として、通年で実施することとした会員増強運動による組織の強化、青年部会や女性部会、各地区会事業の充実、及び法人会会員の福利厚生に資する事業に取り組んだ。

各種事業活動は、予定どおり実施することができ、特に、優良経理担当者を表彰する会員支援事業の実施や会員交流事業である親善ゴルフ大会、賀詞交歓会を開催することで、会員や部会員の相互交流、研鑽に寄与した。

管理関係では、監事に外部の人材を選任することで法人会運営や理事会運営の活性化を図る体制を整え、事業の活動体制の維持向上に努めた。総会、理事会及び各部会会議など諸会議は、全て計画どおり開催した。

Ⅱ 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業等

(1) 税に関する研修・セミナー事業

ア. 研修会・セミナー

税に関する研修・セミナーは、税制改正、税金に関する講演・研修会、決算期別説明会を実施し、開催状況は以下のとおりである。一般企業も参加した。

研修会・セミナー開催状況

テ ー マ	参加人数	実施回数	講 師
手形・小切手制度廃止への対応、デジタル化・キャッシュレス化への対応 (R7. 9. 11)	58名	1回	第四北越銀行 事業統括部副部長 小林 紀美氏 第四北越銀行 事業サービス部調査役 長谷川 里恵氏 三条税務署 担当官
税務行政の将来像 (R7. 5. 14、R7. 5. 15)	41名 24名	2回	三条税務署長 曾 我 高 志 氏
税務行政の課題と取組 (R7. 12. 8)	22名	1回	三条税務署長 北 上 幸 夫 氏
キャッシュレス納付の現状等について (R7. 12. 9)	39名	1回	三条税務署長 北 上 幸 夫 氏
税金よもやま話 (R7. 4. 22、R7. 5. 23)	8名 8名	2回	三条税務署 担当官
年末調整研修会 (R7. 11. 21)	85名	2回	三条税務署 担当官
決算期別説明会 (4・8・10・2月、3会場)	155名	12回	三条税務署 担当官
合 計	440名	21回	

イ. インターネットセミナー

新しい研修会の形態として、会員は無料で視聴できるインターネットセミナーのコンテンツの提供を行い、様々で豊富なジャンルのセミナーや講演を都合の良い時に視聴できるようにした。

各種セミナーは、税務・経営・労務・健康・人材育成等、広範囲の内容で700タイトル以上のコンテンツを配信し、アクセス数及び利用者数は増加傾向にある。令和7年度の利用状況は、以下のとおりである。

令和7年度 月 別 利 用 状 況

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
アクセス数	836	676	700	665	1,028	1,102	805	431	446	535	641	583	8,448
一般利用者数	2	6	6	15	9	13	14	11	9	13	18	7	123
会員利用者数	101	95	125	111	146	158	114	66	65	62	85	72	1,200

ウ. 税を考える週間記念講演会

新潟県税務団体協議会主催の税を考える週間記念講演会に参加した。

開催日 令和7年11月28日

場 所 アオーレ長岡

演 題 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
～税務を起点とする事業者のデジタル化～

講 師 関東信越国税局 総務部長 小森 敦 氏

参加者 7名

(2) 租税教育活動

ア. 租税教室等の実施

当会も参画する租税教育推進協議会では、小学校31校で租税教室を開催し、三条税務署・新潟地域振興局・市町の税務担当者、三条法人会青年部会員、三条青色申告会役員、関東信越税理士会三条支部税理士が児童に税の使い道や意義について分かりやすく説明を行い、税について考える機会を提供した。教室終了後には、税の仕組みが分かるまんが冊子や蛍光ペンなどを贈呈した。

中学生に対しては、管内税務団体協議会として「税に関する作文」の募集を行い、応募者には記念品を贈呈した。

高校生に対しては、三条税務署や地元税理士会の協力を得て管内高校で租税教室を開催した。

大学生に対しては、新潟経営大学で租税教室を開催し、講義で使用する教科書を贈呈した。

① 大学生の租税教室

10月	1日	新潟経営大学	59名
-----	----	--------	-----

② 高校生の租税教室

11月	5日	加茂暁星高等学校	140名
-----	----	----------	------

	6日	創進学園高等学校	65名
--	----	----------	-----

	20日	県立三条商業高等学校	129名
--	-----	------------	------

12月	4日	県立三条東高等学校	60名
-----	----	-----------	-----

1月	14日	県立見附高等学校	110名
----	-----	----------	------

③ 中学生の租税教育

三条市	第一・第二・第三・第四・本成寺・大島・栄・下田中学校、大崎学園	529名
-----	---------------------------------	------

加茂市	葵・七谷・若宮・須田中学校	92名
-----	---------------	-----

見附市	今町・西・見附・南中学校	228名
-----	--------------	------

田上町	田上中学校	69名
-----	-------	-----

④ 小学生の租税教室

三条市	一ノ木戸・裏館・上林・井栗・旭・西鱈田・月岡・保内・須頃・嵐南・栄中央・栄北・大面・長沢・森町・飯田小学校、大崎学園	677名
-----	--	------

加茂市	加茂南・下条・須田・七谷・石川小学校	144名
-----	--------------------	------

見附市	見附・見附第二・名木野・田井・葛巻・新潟・今町小学校	293名
-----	----------------------------	------

田上町	田上・羽生田小学校	74名
-----	-----------	-----

イ. 税に関する絵はがきコンクールの実施

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかを小学校高学年の児童が知り、理解と関心を深められるよう税に関する絵はがきの作品を募集し、優秀作品を表彰した。

募集期間	4月14日～9月12日
------	-------------

募集対象	三条市・加茂市・見附市・田上町内の小学校	36校	1,214名
------	----------------------	-----	--------

表彰	11月14日、25日
----	------------

ウ. 税金クイズの実施

税金が毎日の生活の中でどのように役立っているのかについて、市民から理解と関心を深めてもらえるよう、地域のイベントを活用して実施した。

8月	9日	やさしい道の駅たがみ	60名
----	----	------------	-----

(3) 税の広報活動

ア. 会報「三条法人会だより」を年2回発行し、会員及び関係機関に配付

イ. 全法連会報「ほうじん」を年4回（季刊発行）会員に配付

ウ. 税務団体協議会（税団協）共同機関誌「税の窓」を年2回会員に配付

エ. 地元紙に確定申告期に合わせて税の広告を掲載

- オ. 税制改正に関する内容をリーフレット等にまとめ、年3回会員に配付
- カ. 国税庁LINE公式アカウントの周知リーフレットを会員に配布
- カ. 国税e-Tax、地方税eLTAXの利用状況に関するアンケートを実施
- キ. 地方税の特別徴収に関するリーフレットを会員に配布
- ク. ホームページに各種研修会のお知らせを掲載し、一般市民への参加案内を実施

(4) 研修用教材の作成・配付

税法・税務関係の研修会を法人会の中心的研修事業として、各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に会員及び一般市民に配付した。配付したテキスト等は、次のとおりである。

- ア. 令和7年度税制改正のあらまし
- イ. 令和7年度会社の決算・申告の実務
- ウ. 令和7年度版会社取引をめぐる税務Q&A
- エ. 令和7年度版源泉所得税実務のポイント
- オ. 令和7年分わかりやすい年末調整実務のポイント
- カ. 令和7年分会社役員のための確定申告実務ポイント
- キ. 自主点検チェックシート
- ク. 国税・地方税のキャッシュレス納付、手形・小切手制度廃止に向けた現状・代替手段「でんさい」
- ケ. 小学校向け租税教育用まんが「おじいさんの赤いつぼ」
- コ. 租税教育用テキスト「キミも納めてる！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」
- サ. 令和8年度 速報版 税制改正のあらまし

(5) e-Taxの普及定着及びキャッシュレス納付の利用拡大など電子化に向けた取組

新潟県内では官民・金融機関を挙げて「新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言」を採択し、この推進を図っている。全会員に対して実施したe-Tax、eLTAXに関するアンケート調査によりニーズのある会員を把握して金融機関を紹介し、個別で相談に応じる体制を整えた。

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

三条法人会では、4月1日に実施した「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果を全国法人会総連合（全法連）へ提出した。

新潟県法人会連合会（県連）では、「日本経済は燃料高や円安、米国の関税政策、ウクライナ情勢などで物価上昇と景気減速の懸念が強まっている。中小企業は原材料高や人手不足、最低賃金上昇で打撃を受けており、DXによる省力化や生産性向上を促す税・財政政策が不可欠とされる。法人税制や事業承継税制の見直しを優先課題として強く要望し、効果的な提言となるよう重点項目を明確化する。また、長年進展のない要望項目については検討状況の開示も求めていく。」として、以下のとおり「令和8年度税制改正要望事項」をまとめた。

令和8年度税制改正要望事項

第一 はじめに

世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、日本経済は物価が上昇し、金利のある世界へと転換してきた。また、米国の関税政策により世界経済の混乱も生じてきており、ロシア・ウクライナの紛争の見通しも定まらない中、世界的な景気減速が懸念される。

こうした中、地域経済と雇用を担う中小企業は、原材料価格の上昇や少子高齢化と人口減少に伴う人手不足、最低賃金の引き上げにより相応に毀損しており、それらからの再起・活性化が不可欠であり、さらなる大胆な税・財政政策が求められる。ただし、それらの政策と

して減税や一時金支給などの議論があるが、今後の財源を含めた検討が重要である。

基本的に、DX化を中心とした省力化や生産性の向上など、事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要で、超高齢化社会が急速に進展する中、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立が引き続き重要な課題である。また、地方活性化の中心的な役割を担う中小企業の事業承継などの支援も必要である。

税制改正要望にあたり、法人税制と事業承継税制への取組が中小企業活性化への喫緊の課題と認識する中、今後の要望についてより強いトーンで要請して行くことが必要であると認識している。そのため、要望事項の構成で総論において、重要度の高い順に列記するべきであるとして、昨年までの「行財政改革の徹底」に優先して法人税制、事業承継税制、消費税制、地方税の順に言及することで重点項目を明確化することにより、効果的な提言となるものと考えられる。

さらに、税制改正要望において、長年に渡って要請しているにも関わらず、進展のない項目について、その検討状況の開示やさらに進捗させるための条件面などについて公表することを求めている。

第二 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など一段と厳しい経営環境におかれている。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められる。また、近年、政策の効果について実証を重視した議論が求められており、ターゲットを絞った政策実施やメリハリのある法人税体系を構築されることが期待される。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が令和9年3月まで延長されたが、所得の高い中小企業等については見直しを行うとともに、大多数の零細中小で収益力の低い企業を対象として、引き続き本則化することを要望する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げることを求める。なお、これらの要望を長年受け入れられない理由、または受け入れるための条件等について示していただきたい。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充していくことが必要である。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げ損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長する。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するにあたって、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する

4. 賃金引上げのための優遇税制

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要である。

経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、優遇措置に対する要件の緩和等を引き続き検討が必要である。

5. 中小企業の事務負担の軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。定額減税時の混乱など、事業者の過大な事務負担を強いた反省から、今後急な税等に関する事務変更が必要となった場合、既存事務への負荷増加にならないように配慮する制度設計をすること、及び、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）

の推進につながるような特段の支援が必要不可欠である。

第三 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきである。そのために、

1. 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
2. 取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す
3. 相続税、贈与税の納税猶予制度を免除制度に改める

これらの要望実現は中小企業の事業承継における喫緊の課題であり、期限を定めて実現の方向性、見直しについて示すことを強く望む。

なお、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置が特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）をもって延長されないこととなっているが、有効な代替え案が明示されるまでは継続することを強く要望する。令和9年12月末で特例措置期間が終了するが、期限終了時には中小企業の事業用資産の円滑な移転が可能となるようなメリハリのある納税免除等の「特例」の新設が求められる。但し、新設にあたっては利用しやすさなど、中小企業目線での制度設計を強く要望する。

第四 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担や税収減などから、制度は見直すべきであり、弾力的な対応を望むところだが、昨今の物価対策、景気対策において大幅な減税のための見直しが議論されることがあるが、その見直しにおいても、単純でわかりやすく、企業の事務負担が少なく、社会保障と税の一体改革に配慮された運用を強く要望する。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度について、事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがある。課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。併せて、仕入税額控除の特例や消費税の2割特例が適用されているが、そもそも対象として小規模事業者が多いことから、事務負担の軽減の観点から特例を本則化するべきである。

さらに、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。インボイス制度に伴う事務は生産性や売上、利益に貢献しない業務であり、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

第五 地方税制について

1. 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっている。評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行うべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

第六 行財政改革の徹底

1. 財政健全化と行政改革の徹底

令和7年度予算編成は、歳入115.5兆円のうち、税収は78.4兆円、国債の新規発行額は28.6兆円であり、公債依存度は24.8%となっている。また令和7年度末の国および地方の長期債務残高は1,330兆円となる見込みである。

本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲0.7%（▲4.5兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのは2026年度となる見込みである。

財政健全化は国家的課題であり、将来世代への負担の先送りを回避するため、歳出・歳入の一体的改革に取り組むこと等が極めて重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、実効性ある計画を策定し、着実に改革を実行することが求められる。

政府では防衛費増額や少子化対策、今般の物価高、米国関税引き上げに伴う景気対策などその安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要である。

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する中、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期することが重要であり、経済あつての財政であり、経済の立て直しを第一義に行い、財政健全化に向けて取り組むことが必要である。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
- (2) 特殊法人改革等の推進
- (3) 積極的な民間活力の導入
- (4) 特別会計の抜本的改革
- (5) 予算執行についてのチェック体制強化
- (6) 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

2. 社会保障制度改革推進について

「社会保障制度」について、適正な「負担」と「給付」の「重点化・効率化」により社会保障給付費を抑制することが必要と考えられる。団塊の世代全員が後期高齢者となり、今後さらに医療と介護の給付費増加等が懸念されるなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、今はまさにそれに対処するために積極的に具体策を実行していかなければならない重要な時期にあたる。ここにおいて、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要である。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要であり、医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

すなわち、社会保障制度での中小企業で過度な保険料負担増加を抑え、経済成長を阻害しないように配慮する必要がある一方、高所得高齢者の年金支給方法の見直し、負担能力に応じた診療報酬の見直し、中低所得層への児童手当の更なる見直し、介護保険においても介護必要者の見極めなど、持続可能な社会保障制度を構築のために、「負担」の確保と「給付」の見直しが必須である。

また、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、今年度一部見直しがおこなわれたが、引き続き、女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障のあり方について検討することが必要である。

3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが重要である。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

(3) 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

(4) 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

(5) 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を人手不足や税理士の負荷増加から2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。なお、長年要望しているが、実現しない理由等について明示いただきたい。

(6) 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

(7) 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

2. 所得税関係

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきです。「所得の壁」を取りはらい、社会保険、雇用保険を全て所得に比例させることや医師に優遇される税制など業種による税負担の違いなどを見直していくことなども検討するべきである。また、所得税の特別徴収や年末調整など企業の事務的負担が増大しており、事務負担軽減に取り組んでいただきたい。

(1) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(2) 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

(3) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

(4) 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

また、病気の予防が医療費の削減につながることから、予防接種、人間ドック費用も控除対象医療費として認めるべきである。

(5) 源泉納付

源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

(6) N I S A口座複数金融機関での開設

金融機関毎でN I S A対応商品が異なることから、幅広い商品選択のニーズに応えるため、マイナンバーカードで限度額管理の上、複数金融機関での口座開設を可能とする。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税基礎控除の見直し

少子化に伴う法定相続人の数は減少傾向、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が増加していることから、基礎控除のあり方を見直し、最低でも10年前の引き下げ前の（5,000万円＋1,000万円×法定相続人数）水準にまで引き上げること。また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である

(2) 贈与税基礎控除の見直し

経済の活性化や子育て世代への資産の移転に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 贈与税の配偶者控除の引き上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

(5) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

(6) 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

4. 消費税関係

(1) 消費税の確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とする。

(2) 消費税の届出書の提出期限

消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長する。

5. 印紙税関係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなっており、廃止するべきである。

(2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連、各県連及び単位会ともに、要望実現のための提言活動を展開した。

三条法人会としては、会長、要望活動市の地区会長、税制委員長及び事務局長が三条市長、加茂市長、見附市長、三条市議会議員、加茂市議会議員及び見附市議会議員に対し、提言の趣旨を伝え、提言書を提出した。さらに、管内選出の国会議員に対しても現状を説明し、提言書を提出した。

令和7年11月21日、12月1・2日

(3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち、改正が行われた箇所は以下のとおりである。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

〔法人課税〕

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。	・対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。	・「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
・地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。	・オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

〔事業承継税制〕

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。	・法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

〔消費税制〕

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

〔所得税〕

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが必要。	・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、使途を公表することとなりました。 また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。	・対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

〔地方税〕

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。	・家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。

(4) 全法連・令和8年税制セミナーへの参加

開催日 令和8年2月16日

場 所 ハイアットリージェンシー東京（ライブ配信により受講）

内 容 第1講座 「令和8年度税制改正について」

講師 財務省大臣官房審議官 中島 朗洋 氏

第2講座 「税と社会保障の一体改革に向けての課題」

講師 慶應義塾大学経済学部教授 土居 丈朗 氏

参加者 三条法人会 4名

3. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 令和7年度の経営支援に関する研修会の実施状況

令和7年度の研修会開催状況は、以下のとおりである。

項目別研修会開催状況

テ ー マ	参加人数	実施回数	講 師
地域経済の動向について (R7. 5. 22)	22名	1回	三条信用金庫 地域経済研究所 所長 渋谷 恒夫 氏
不確実な時代に勝ち残る企業経営 ～ハッピーマネープロジェクト～ (R7. 6. 13)	80名	1回	経済ジャーナリスト 内田 裕子 氏
ココロを動かすデザイン (R7. 12. 8)	20名	1回	(有)エムズグラフィック 取締役社長 樋口 由賀利 氏
若き力士 大の里に学ぶ ～変化の時代を生き抜くための 「人間力」の磨き方～ (R8. 2. 4)	80名	1回	大相撲愛好家アナウンサー 田中 知子 氏
健康の秘訣～新春ジャズとポップスのタベ～ (R8. 2. 13)	44名	1回	吉田 睦 氏、 阿部泰比古氏、佐藤アルト氏
日商3級簿記講座 (R7. 8. 26～11. 4)	160名	17回	アトラス税理士法人 代表税理士 松崎 孝史 氏
基礎から学べる「日商簿記3級」講座 (R7. 9. 16～11. 7)	73名	15回	税理士法人山口会計パートナーズ 社員税理士 西丸 保幸 氏
合 計	479名	37回	

(2) 研修用教材の配布

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であり、各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に参加者に配付した。配付したテキスト等は、以下のとおりである。

- ・日商簿記3級問題集
- ・検定簿記ワークブック3級

(3) 社会貢献活動

ア. タオルの寄贈

セミナー等参加の際に女性部会員等が持参した未使用タオルや三条桜優会から寄贈品として預かったもの1,100枚を令和7年12月3日に見附市社会福祉協議会へ寄贈した。地域社会貢献活動の一環として毎年度継続実施している。

イ. 節電いちごプロジェクトの実施

全会員に節電啓発パンフレットを配付した。また、夏祭り等の機会をとらえて各地区会で節電うちわを配布し、節電の啓発に努めた。

ウ. 食品ロス削減啓発の実施

法人会版3010運動である「一期一会(15・10)のすすめ」として、食品ロス削減啓発のための三角POPを活用して懇親会等の場において普及と推進に努めた。

Ⅲ 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

当会の会員数は、会員企業の解散や廃業等により減少傾向にある。会員増強については、会員増強運動特別月間を令和5年度から通年運動に拡大して、役員一人一人が獲得運動を推進し、一人1社以上の獲得を目標として運動を行っている。

また、例年どおり提携保険会社3社並びに税理士会三条支部、青年部会、女性部会及

- び各地区会にも協力を要請した。
 ア. 新設法人データを活用した。
 イ. 各種研修会の会場で法人会のPRを行い、加入促進に努めた。

(2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		期末会員数
	入会	退会	
1, 5 1 7	1 3	5 4	1, 4 7 6

※所管法人数3,345(令和7年6月末現在)、加入率44.1%

(3) 広報活動の充実

入会促進や福利厚生に関する次のリーフレット等を全会員に配付した。また、「税に強い経営者が次世代を支える！」をキャッチフレーズとしたポスターを法人会各種行事の会場に貼り出し入会促進のためのPRを行った。

- ・法人会のご案内、連携保険会社の商品紹介、健康に関する講演会、経営革新セミナーのご案内、法人会福利厚生制度の紹介

(4) 部会等事業の充実

ア. 青年部会活動

当部会の「租税教育活動」として、税団協による小学校租税教室の講師を持ち回りで担当するとともに、管内の高校生を対象にした租税教室も共催し、租税教育の推進に努めた。

県内外の青年部会との合同視察研修を実施し、現状における情報の交換や交流を深めた。

事業名等	開催数等	出席者数
定時総会の開催 (R7. 5. 22)	1	2 2
研修会・講演会の開催 (R7. 4. 22、5. 22、9. 19、R8. 2. 13)	4	6 1
会議等の開催 (R7. 4. 22、8. 4、R8. 3. 24、租税教室14日間)	1 7	6 7
その他会議等のへ参加 (R7. 5. 8、6. 27、10. 1、10. 9、11. 20、R8. 1. 16、2. 6)	7	1 9

イ. 女性部会活動

税に関する絵はがきコンクールの開催や社会貢献活動の一環として、節電啓発や食品ロスの削減に関するチラシの配布、研修会等において収集した未使用タオルの福祉施設への寄贈を行った。

部会員を対象にした税務署長による「やさしい税金」等を開催し、税に関する理解を深めた。

新潟県法人会連合会女性部会連絡協議会合同セミナーを当部会が開催運営を主管し、県内部会員が盛大に交流を深めた。

事業名等	開催数等	出席者数
定時総会の開催 (R7. 5. 27)	1	2 9
研修会・講演会の開催 (R7. 5. 23、27、12. 8、R8. 2. 13)	4	7 9
会議等の開催 (R7. 4. 23、5. 23、7. 25、10. 1)	1 2	9 6
その他会議等への参加 (R7. 7. 18、7. 24、10. 24、11. 14、12. 2、12. 3)	6	3 3

ウ. 各地区会活動（5地区会）

税務署との共催による決算期別説明会の開催や簿記講座の開催、講演会の開催など、地区の実情に応じた活動を展開した。

事業名等	開催数等	出席者数
定時総会の開催 (R7.4.17、5.14、5.15)	3	77
研修会・講演会の開催 (R7.5.14、8.26～11.4、9.16～11.7、12.11)	34	290
会議等の開催 (R7.4.30、5.7、5.14、5.15、10.9、R8.3.10)	6	41

エ. 会員数等

部会等	期首会員数	入会	退会	増減	期末会員数
青年部会	86	2	5	△3	83
女性部会	57	1	6	△5	52
三条地区会	878	7	30	△23	855
加茂地区会	214	3	7	△4	210
見附地区会	216	1	10	△9	207
田上地区会	75	1	2	△1	74
栄下田地区会(栄)	76	0	2	△2	74
栄下田地区会(下田)	58	1	3	△2	56

(5) 福利厚生事業

全法連の福利厚生制度は、会員及び法人会の両者にとって大きなメリットをもたらし、特に法人会の財政基盤の安定化につながることから、会員増強及び契約数の拡大に関して役員、厚生委員が中心となって活動を展開した。

ア. 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会の役員と協力保険会社との連携を深めるため、法人会福利厚生制度推進連絡協議会を開催した。(令和7年12月9日)

イ. 協力保険会社と連携し、役員の保険加入の推進に努めた。

令和8年3月末現在	経営者大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	25.9%	14.8%	16.9%
加入企業数	383社	218社	249社

(6) 会員支援事業

会員企業において顕著な功績のあった優良経理担当者を税務団体協議会合同納税表彰式で表彰した。

- ア. 表彰要件 被表彰者は、当会会員事業所に勤務する者のうち、次のいずれかに該当し、当事業所の申告納税が良好の成績を納めているもの。
- ・現在、経理関係の事務に携わっており、令和7年4月1日現在で経理事務の経験年数が男子10年以上、女子5年以上の者
 - ・現在（または過去の相当期間）経理部門を主に担当し、指導的立場にあって功労顕著につき社長が特に推薦する者

イ. 被表彰者 8社 9名

ウ. 表彰日 令和7年11月14日

優良経理担当者表彰の主旨

企業経営にとって、経理と税務は、極めて大きなウェートを占め、全ての原点であることはいままでもありません。経理担当者は日常地味ではありますが、企業にとっては最も中核的な部門を担当していることから、その資質の良否が企業の伸長に大きく影響します。このことから、功労顕著な者を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものです。

(7) 会員交流事業

ア. 第25回三条法人会親善ゴルフ大会

会員の活発な交流と親睦を深めるため、親善ゴルフ大会を開催した。

開催日 令和7年6月19日

場所 下田城カントリー倶楽部、ジオ・ワールド ビップ

参加者数 85名

イ. 新春講演会並びに賀詞交歓会

会員の活発な交流と親睦を深めるため、新春講演会並びに賀詞交歓会を開催した。

開催日 令和8年2月4日

場所 ジオ・ワールド ビップ

テーマ 若き力士 大の里に学ぶ

～変化の時代を生き抜くための「人間力」の磨き方～

参加者数 80名

IV 管理関係

1. 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めた。ホームページや会報誌を充実し、情報の発信や会活動のPRを行った。

2. 諸会議等の開催状況

(1) 通常総会

開催日 令和7年6月13日

場所 餞心亭おゝ乃

出席者数 864社（委任状を含む。）

決議事項

第1号議案 令和6年度決算報告承認の件

第2号議案 役員改選（案）の件

第3号議案 その他

報告事項

① 理事会承認事項

令和6年度事業報告

令和7年度事業計画

令和7年度収支予算

② その他

(2) 理事会

第1回理事会

開催日 令和7年5月9日

場所 三条ロイヤルホテル

出席者数 29名

決議事項

第1号議案 令和6年度事業報告承認の件

第2号議案 令和6年度決算報告承認の件

第3号議案 第14回通常総会提出議案に関する件

第4号議案 その他

報告事項

① 会員数の状況について

② 今後の会議等日程について

③ その他

臨時理事会

開催日 令和7年6月13日
場 所 銭心亭おゝ乃
出席者数 28名
決議事項

第1号議案 会長（代表理事）、副会長、常任理事、委員会所属委員の選任の件

第2回理事会

開催日 令和7年12月9日
場 所 二洲楼
出席者数 28名
決議事項

第1号議案 会員増強策の推進及び令和7年度会員数の状況について

第2号議案 その他

報告事項

- ① 令和8年度税制改正に関する提言について
- ② 合同納税表彰における三条法人会関係の表彰について
- ③ 事業経過報告について（令和7年4月1日～11月30日）
- ④ 令和7年度後期の会議・事業予定について
- ⑤ 令和7年度新春講演会・賀詞交歓会について
- ⑥ 外部役員及び健康経営委員会の設置状況について
- ⑦ その他

第3回理事会

開催日 令和8年3月17日
場 所 三条ロイヤルホテル
出席者数 28名
決議事項

第1号議案 公益社団法人三条法人会 会費に関する規程の一部改正の件

第2号議案 優良経理担当職員の表彰の件

第3号議案 令和8年度の事業計画（案）、収支予算（案）等承認の件

第4号議案 令和8年度の第1回理事会及び第15回通常総会の開催の件

第5号議案 その他

報告事項

- ① 令和8年度全法連・県連功労者表彰候補者の推薦等について
- ② 令和7年度予算執行状況について
- ③ 会員数の状況について
- ④ その他

(3) 正副会長会議

第1回正副会長会議

開催日 令和7年6月3日
場 所 越前屋ホテル
協議事項

第1号議案 役員改選に関する件

第2号議案 第14回通常総会に関する件

第3号議案 臨時理事会の開催に関する件

第4号議案 その他

第2回正副会長会議

開催日 令和7年12月9日
場 所 二洲楼
協議事項

第1号議案 会員増強策の推進及び令和7年度会員数の状況について

第2号議案 理事会（福利厚生制度推進協議会を含む。）の開催について

第3号議案 その他

報告事項

- ① 令和8年度税制改正に関する提言について
- ② 合同納税表彰における三条法人会関係の表彰について
- ③ 事業経過報告(令和7年4月1日～11月30日)について
- ④ 令和7年度後期の会議・事業予定について
- ⑤ 令和7年度新春講演会・賀詞交歓会について
- ⑥ 外部役員及び健康経営委員会の設置状況について
- ⑦ その他

第3回正副会長会議

開催日 令和8年3月12日

場所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- 第1号議案 令和8年度役員体制の件
第2号議案 公益社団法人三条法人会 会費に関する規程の一部改正の件
第3号議案 優良経理担当職員の表彰の件
第4号議案 令和8年度の事業計画(案)、収支予算(案)等の件
第5号議案 令和8年度の第1回理事会及び第15回通常総会の開催の件
第6号議案 その他

報告事項

- ① 令和8年度全法連・県連功労者表彰候補者の推薦等について
- ② 令和7年度予算執行状況について
- ③ 会員数の状況について
- ④ その他

(4) 監事会

開催日 令和7年4月24日

場所 三条商工会議所会館

内容

- ① 令和6年度事業会計監査について
- ② その他

(5) 三条法人会親善ゴルフ大会実行委員会

第1回実行委員会

開催日 令和8年1月19日

場所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- ① 第25回大会の実績報告について
- ② 第26回大会の開催について

第2回実行委員会

開催日 令和8年2月3日

会議方法 書面協議

協議事項

- ① 実施要項に関する件について
- ② その他

(6) 総務広報委員会

第1回委員会

開催日 令和7年7月29日

場所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- ① 三条法人会だより第53号発行の実績報告について
- ② 三条法人会だより第54号編集計画の検討と原稿依頼について
- ③ その他

第2回委員会

開催日 令和7年11月5日

場 所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- ① 三条法人会だより第54号発行の実績報告について
- ② 三条法人会だより第55号編集計画の検討と原稿依頼について
- ③ その他

(7) 福利厚生制度推進連絡協議会

開催日 令和7年12月9日

場 所 二洲楼

協議事項

- ① 福利厚生制度の推進について

(8) その他関係会議等参加

開催日	会 議 名	場 所 等	出席者
7. 5. 13	税務団体協議会（税団協）正副会長会議	三条商工会議所会館	3
5. 14	県連総務委員会	にいがた法人会館	1
5. 20	税団協「税の窓」広報委員会	三条商工会議所会館	1
5. 21	県連理事会	ホテルイタリア軒	3
6. 10	県連税制委員会	にいがた法人会館	1
6. 11	税団協定時総会	ジオ・ワールド ビップ	8
6. 16	県連通常総会	ホテルイタリア軒	8
6. 30	三条市租税教育推進協議会総会（書面協議）		1
7. 15	全法連広報委員会（Web参加）	全法連会館	1
7. 25	県連組織・厚生合同委員会	ホテルイタリア軒	2
8. 26	局連正副会長会議	ホテルブリランテ武蔵野	1
8. 26	局連令和7年度通常役員総会	ホテルブリランテ武蔵野	1
9. 24	県連理事会及び福利厚生連絡協議会	ホテルイタリア軒	4
9. 26	県連事務局会議並びに研修会	万代シルバーホテル	2
12. 3	税団協「税の窓」広報委員会	三条商工会議所会館	1
12. 23	県連事務局長会議	新潟グランドホテル	1
8. 1. 26	全法連事務局セミナー（Web参加）	ハイアットリージェンシー東京	2
1. 28	県連総務委員会	にいがた法人会館	1
2. 5	県連理事会・国税局幹部との協議会	ANAクラウンプラザホテル新潟	3
2. 13	全法連広報委員会（Web参加）	全法連会館	1
3. 13	県連健康経営プロジェクト研修会	にいがた法人会館	1

(9) その他行事参加

開催日	会 議 名	場 所 等	出席者
7. 10. 16	法人会全国大会（高知大会）	県立県民文化ホール	1
11. 14	三条税務署管内税団協合同納税表彰式	ジオ・ワールド ビップ	1 3
11. 26	局連事務局セミナー（Web参加）	オンライン配信	2
11. 28	税を考える週間 記念講演会	アオーレ長岡	7
12. 2	県連年末特別講演会	ANAクラウンプラザホテル新潟	1 6
8. 1. 21	全法連新年賀詞交歓会	帝国ホテル	1
2. 16	全法連税制セミナー（Web参加）	ハイアットリージェンシー東京	4
3. 7	県連地域社会貢献 特別講演会	ANAクラウンプラザホテル新潟	8

(10) 青年部会関係

令和7年 4月22日 監事会・役員会
 5月 8日 租税教室講師養成研修会
 5月20日 租税教室（～12月18日、11校、14回実施）
 5月22日 定時総会・講演会
 6月27日 県連正副部会長会議
 9月19日 三条・新津・燕西蒲法人会合同視察研修会（三条）
 8月 4日 役員会
 10月 1日 税に関する絵はがきコンクール審査会
 10月 9日 県連合同セミナー（新津）
 11月20日 全法連全国青年の集い（山梨）
 令和8年 1月16日 県連正副部会長会議
 2月 6日 局連部会長勉強会（Web参加）
 2月13日 青年部会・女性部会合同新春懇談会
 3月24日 正副部会長会議

(11) 女性部会関係

令和7年 4月23日 県連合同セミナー実行委員会（～9月24日、4回実施）
 5月23日 監事会・役員会
 5月27日 定時総会・施設見学会（㈱FAMS（ファムス））
 7月23日 節電いちごプロジェクト（節電の啓発）
 7月24日 県連正副部会長会議
 7月25日 節電いちごプロジェクト（～10月4日、6地区で啓発活動）
 9月18日 全国女性フォーラム北海道大会
 10月24日 県連合同セミナー（三条）
 10月29日 食品ロス削減に向けた啓発
 10月 1日 税に関する絵はがきコンクール審査会
 11月14日 税団協合同納税表彰式
 12月 2日 局連合同セミナー（群馬）
 12月 3日 タオルの寄贈（見附市社会福祉協議会）
 12月 8日 セミナー&やさしい税金教室
 12月24日 節電いちごプロジェクト（節電の啓発）
 令和8年 2月13日 青年部会・女性部会合同新春懇談会
 3月13日 正副部会長会議（書面協議）

(12) 地区会関係

令和7年	4月28日	田上地区会	臨時総会
	4月30日	見附地区会	正副会長会議
	5月7日	見附地区会	役員会
	5月14日	三条地区会	役員会・定時総会
	5月15日	加茂地区会	役員会・事業報告会(総会)
	10月9日	見附地区会	正副会長会議
	12月11日	見附地区会	講演会
令和8年	3月10日	三条地区会	正副会長会議

3. 功労者表彰者・叙勲者(敬称略)

三条税務署長表彰

長岡信治	三条法人会	常任理事
松崎仁	三条法人会	理事

公益財団法人全国法人会総連合表彰

西巻昭修	三条法人会	副会長
淵岡茂	三条法人会	常任理事

一般社団法人新潟県法人会連合会表彰

大野信一	三条法人会	理事
石井真人	三条法人会	理事
齊藤直人	三条法人会	理事

4. 運営体制の充実を図るための取組

当法人会のガバナンスの更なる充実に向け、令和7年6月13日通常総会において外部監事1名を選任し、法人会運営や理事会運営の活性化を図る体制を整えた。

5. その他

- (1) 公益法人認定法に基づく新潟県による立入検査 令和7年11月12日
- (2) 受託業務 三条桜優会監査会 令和7年8月4日
〃 役員会 令和7年8月4日
〃 総会 令和7年9月10日